

# 花卷市教育大綱

令和 8（2026）年 5 月 改定  
花卷市



はなまき し 民 け ん し ょ う  
**花巻市民憲章**

わたくしたちは、<sup>はなまき し 民</sup>花巻市民としての誇りをもち、<sup>ほこ</sup>ほこ  
<sup>はや ち ね</sup>早池峰の風かおる<sup>かぜ</sup>豊かな<sup>ゆた</sup>自然と<sup>し ぜん</sup>文化を<sup>ぶん か</sup>大切に<sup>たい せつ</sup>し、  
<sup>ちから</sup>力を<sup>あ</sup>合わせて<sup>あか</sup>明るい<sup>あか</sup>イーハトーブの<sup>じつげん</sup>実現をめざ  
します。

1. <sup>からだ</sup>じょうぶな<sup>も</sup>体を持ち <sup>ふか</sup>深い<sup>ち せい</sup>知性を<sup>そだ</sup>育てます
1. <sup>はたら</sup>すすんで<sup>ゆた</sup>働き 豊かな<sup>ゆた</sup>まちをつくります
1. <sup>あい</sup>ひとと<sup>あ</sup>ふるさとを<sup>あ</sup>愛し <sup>せ かい</sup>世界への<sup>め</sup>眼をひらきます

花巻市の **花**



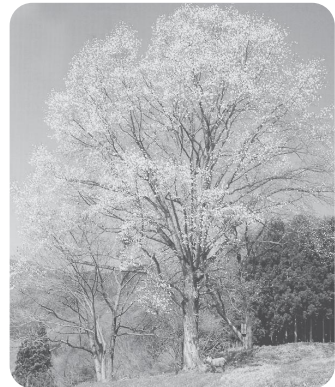
ハヤチネウスユキソウ

花巻市の **鳥**



フクロウ

花巻市の **木**



コブシ

平成19年3月1日制定

## 1 はじめに（教育大綱策定の趣旨）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の平成27年4月の改正により、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する総合教育会議が設置され、この総合教育会議における議論を踏まえて、地方公共団体の長が教育、学術及び文化の振興に関する施策についての基本的な方針である大綱を策定することが定められました。

この背景には、地方公共団体の長は教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など教育行政における重要な権限を有していること、教育行政は福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となってきたこととあわせ、地方公共団体の長に教育大綱の策定を義務づけることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることが、その目的であるとされております。また、地域振興の観点から、地方公共団体の長が条例の定めるところにより教育に関し管理・執行できる事務が拡大されてきており、現在、市長部局に委任されていない事務についても、教育委員会との協議を踏まえ、地域の実情に応じた在り方を検討していくことが必要となってきます。

本市におきましては、令和6年2月に「第2次花巻市まちづくり総合計画（長期ビジョン）」、同年6月に「第2次花巻市まちづくり総合計画（前期アクションプラン）」を策定して今後8年間にわたる市のまちづくりの方向性を明らかにし、教育については、「子育て・人づくり」分野として、次代を担う子どもたちの成長支援と市民の学びや、芸術文化活動等の推進を図ることとしております。

本市の社会教育につきましては、スポーツに関すること及び文化財の保護に関するものを除く文化に関することは、地教行法第23条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、教育委員会からの委任により、その事務を市長部局において執行し、社会教育に根ざした各種生涯学習講座の開催や宮沢賢治記念館、萬鉄五郎記念美術館、図書館等の社会教育施設の運営等は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、補助執行として市長部局がその役割を担ってまいりました。

このような状況を踏まえ、令和3年度からの「花巻市教育大綱」が終期を迎えるにあたり、新たな教育大綱については、子どもの主体性を尊重するとともに、誰一人取り残さない学びの確保に努めることを基本理念に策定する「第4期花巻市教育振興基本計画」との整合を図りながら、本市では市長部局が担う「子育て支援」や「生涯学習」等も勘案し、「第2次花巻市まちづくり総合計画」に沿った内容で策定することといたしました。

本大綱に基づき、子どもたちの自らの意見、考え、思いを尊重し「誰一人取り残さない教育」を推進するとともに、市民憲章の精神を生かしながら市民の生涯にわたる学びや文化・スポーツ活動の充実を通じて、誰もが心豊かに過ごすことができる魅力あるまちづくりの実現を目指します。そのために、総合教育会議で議論を深め、教育委員会、関係機関・団体と連携しながら、着実に施策を推進してまいります。

花巻市長 小 原 勝

## 2 大綱の性格と位置づけ

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定又は変更します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）[抄]

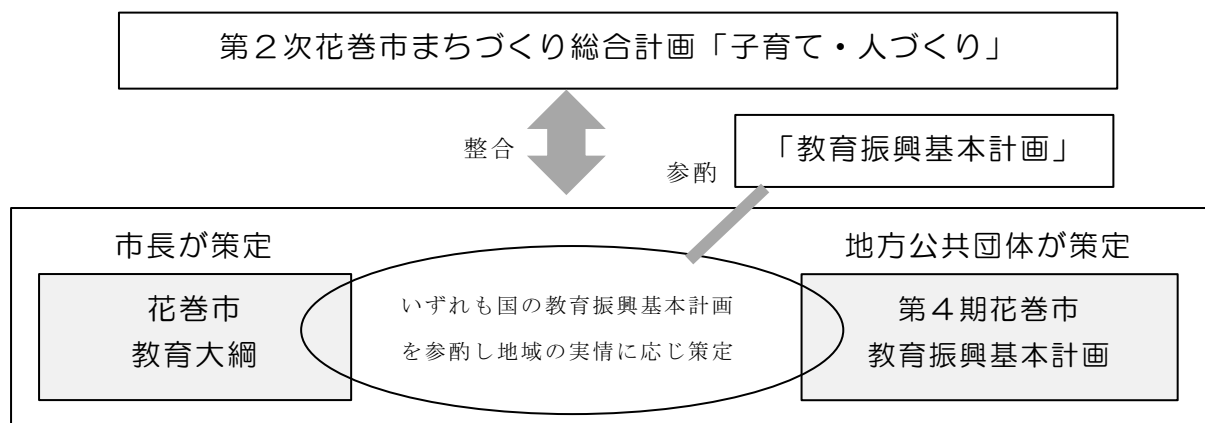
（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。



## 3 期間

教育大綱の対象期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

## 4 基本理念及び基本方針

### 【基本理念と目指す姿】

「子どもたちの笑顔 明るい未来をつくるまち」

子どもたちの自らの意見、考え、思いを尊重するとともに、誰一人取り残さない学びの確保に努めながら、子どもたちが健やかに成長することができるよう、子どもたちとその家庭を支援し、ここで暮らしたい、子育てしたいとすることができるまちづくりを目指します。

また、生涯学習、スポーツ、芸術文化活動、文化財の保護と活用を通じて、市民が人生100年時代を心豊かに過ごすことができるまちづくりを目指します。

### 【6つの基本方針とそれぞれの目指す姿】

#### （基本方針1）子育て環境の充実

目指す姿

全ての子どもが健やかに育っています

少子化の進行に加え、家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中で、花巻の次代を担う子どもたちを健やかに育むためには、子育て環境の充実を図る必要があります。

そのために、保育士確保の取組を継続して実施し、保育園等における待機児童の解消を図るほか、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や子どもの一時的な預かりに対応できる体制の充実、保育サービスの拡充、子育て世帯の経済的負担の軽減を行います。近年需要が高まっている学童クラブについては、放課後児童支援員の確保による保育環境の充実や施設の充実と合わせ、経済的な支援を必要とする世帯の保育料減免を行います。義務教育における就学援助については、準要保護世帯の認定基準緩和による援助の拡充を継続するほか、学校給食費については、小学校の完全無償化を実施するとともに、中学校では価格高騰の影響分を市が負担するなど、保護者の経済的負担軽減に努めます。

また、子どもの心身の健全な発達や基本的な生活習慣の定着など、子育てに関する基本的な知識を、保護者や子育てをサポートする方々が学ぶことができるよう、家庭の教育力向上を図る相談体制の充実を図るほか、情報発信や講座開設などの取組を進めます。

就学前教育では、小学校へのスムーズな接続を目指し、学校生活や地域社会に適応していけるよう子どもの育ちをサポートするプログラムを関係機関と連携しながら推進するとともに、5歳児健康診査の実施により子どもの発達の特性を早期に把握し、必要な支援につなげる体制を整備します。また、少子化に伴い、一定規模での集団活動など適正な保育環境の提供が難しい小規模な公立保育園等の今後の在り方について、保護者や地域の方々と協議しながら検討します。

## （基本方針2）学校教育の充実

### 目指す姿

子どもたちが夢と希望を持ち、たくましく、いきいきと育っています

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会の創り手となる児童生徒一人一人が幸せや生きがいを感じ、夢と希望を持ちたくましく育つためには、学校教育の充実を図る必要があります。

そのために、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、児童生徒の確かな学力の育成や健やかな体の育成を図るとともに、郷土を愛し、自己肯定感や思いやりのある豊かな人間性を育むため、他者とのつながりやかかわりの中で体験的に学ぶふるさと学習等の充実を図ります。

また、全ての子どもが毎日生き生きと学校生活を送ることができるように、障がいのある児童生徒や医療的ケア児、外国人児童生徒など多様なニーズを有する児童生徒への支援体制の充実を図るほか、不登校児童生徒への多様な学びの場の確保に努めるとともに、地域ぐるみで支えるネットワークを構築するなど支援の充実を図ります。

さらに、家庭や地域との連携・協働による教育を推進するため、コミュニティ・スクールの活動を促進するほか、保護者や地域の理解を得ながら、学校の適正規模・適正配置の検討や施設設備等の教育環境の改善を図るとともに、本市ではじめての義務教育学校の開校に向けて整備を進めるほか、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組みます。また、県立高等学校の教育活動の充実のため、学校関係者や地域と連携を図るほか、魅力ある私立学校の運営を支援します。

## （基本方針3）生涯学習の推進

### 目指す姿

生涯を通じた学びでまちや地域が元気になっています

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、その生涯にわたって学習することができる環境づくりが必要です。

そのために、全ての世代の市民が知識や経験を得る機会を市が積極的に提供していくこととし、市が主催する社会教育の手法を用いた生涯学習講座の充実を図るとともに、市民が自主的に多様な生涯学習活動を行うことができるよう、活動場所の確保や講師派遣などの支援を行うほか、市民が自らの活動の成果を発表する機会の提供に努めます。

新花巻図書館整備基本構想における「郷土の歴史と独自性を大切にし、豊かな市民文化を創造」「すべての市民が親しみやすく使いやすい」「暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ知の情報拠点」の3つの基本方針及び新花巻図書館整備基本計画に基づき、まちや市民に活力と未来をもたらす新花巻図書館の建設を推進します。

地域振興やコミュニティの基盤強化のための方策の一つとして、地域における社会教育の手法を用いた講座事業などの実施が有効であることから、地域コミュニティや自治公民館等が行う講座等に対して必要な支援を行います。

市民が本市の伝統や文化を尊重し郷土を愛するとともに、他の地域や他国の文化も尊重できる心を養うために、国内国外の友好都市との交流事業を推進するほか、市民の国際理解及び多文化共生への理解を推進します。また、中学生及び高校生の国際姉妹都市等への派遣を通じて、子どもたちが世界への眼をひらく契機とします。

#### (基本方針4) スポーツの振興

目指す姿

いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツを楽しめるまちになっています

市民が、いつまでも気軽にスポーツ活動を行うことができるようにするためには、日常的にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることが必要です。

そのために、地域におけるスポーツ教室の開催等を通じて、市民が自分の体力や興味に合わせてスポーツを楽しむことができるよう支援を行うほか、中学校における部活動の地域展開の受け皿となる総合型地域スポーツクラブの支援や指導者の育成を行うとともに、スポーツ施設については、使用料の見直しを図りながら計画的な改修等に取り組みます。また、障がいがあってもスポーツを楽しむことができるよう、大会参加への支援など、障がい者のスポーツ環境についても充実を図ります。

東北初の女子野球タウン認定を契機として女子野球の普及を図るとともに、「花巻球場の愛称命名および施策の連携に関する契約」の締結による「JALスタジアム花巻」を活用した地域スポーツの活性化や交流人口の拡大などに向けた取り組みを強化します。

競技スポーツについては、各種競技の指導者を養成するため研修会等への派遣を支援するほか、トップレベルで活躍する選手の強化や大会参加に対する支援を行い、競技力の向上に取り組みます。

大規模スポーツ大会の開催などにより、トップレベルの選手のプレーに触れる機会を創出することで、市民のスポーツへの関心を高め、競技者の能力や技術向上への意欲喚起を促すとともに、施設の有効活用や宿泊による産業振興にも資する大規模スポーツ大会の誘致を進めます。

## （基本方針5）芸術文化の振興

### 目指す姿

芸術文化に親しむ機会が増えています

芸術文化は心豊かな社会の形成に欠かせないものであり、芸術文化の振興のためには、市民が気軽に芸術文化に親しむことができる環境づくりが必要です。

そのために、中学校における部活動の地域展開の流れも見据え、芸術・文化団体や指導者の活動を支援するとともに、全ての世代の市民が身近な場所で、優れた芸術や文化に触れることができるよう、博物館、萬鉄五郎記念美術館などの社会教育施設や文化会館における企画事業の充実を図るほか、芸術文化関係施設については、計画的な施設の改修等に取り組みます。

本市の優れた先人を顕彰し、その功績の理解を通じて、市民の郷土への愛着と誇りを育むとともに、より多くの方々にその功績を知っていただくため、宮沢賢治記念館をはじめとする市内の各記念館等における企画展や講座の充実を図ります。

## （基本方針6）文化財の保護と活用

### 目指す姿

郷土の大切な文化財と民俗芸能が次代につながっています

本市は、県内でも有数の文化財を有しており、これらを市民共有の財産として後世へ引き継ぐとともに、市民が文化財に触れる機会をつくることで、市民の関心や理解を深めることが必要です。

そのために、指定文化財については、その適切な保護や活用を図るため、各種計画等に基づいた取組を実施するほか、継続して調査を実施している花巻城跡について、本丸跡の県指定史跡を目指します。さらに、市民の知的好奇心に答えられるよう博物館等における展示や企画展の充実を図ります。

本市の歴史を後世に伝え、歴史を通じた新たなまちづくりの視点を今後の行政に役立て市民に提供するため、新たな知見を加えながら広い視野から花巻の歴史を明らかにする市史の編さんの取組を進めます。

埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地における開発行為等との調整を図りながら、その適切な保存を図るほか、市民の関心を高められるよう発掘調査成果の説明会や収蔵資料の展示公開などに取り組みます。

地域に伝わる数多くの民俗芸能の伝承を支援するため、発表の機会を確保するとともに、各団体が行う課題解決に向けた取組への支援を行います。





令和 8 年 5 月 花巻市教育委員会事務局 教育部教育企画課  
〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第 4 地割 161 番地  
TEL 0198-45-1311 FAX 0198-45-1321  
URL <http://www.city.hanamaki.iwate.jp>